

新潟県企業局管理規程第6号

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

新潟県企業管理者 稲 荷 善 之

新潟県企業局企業職員勤務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局企業職員勤務規程（平成7年新潟県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 企業局長は、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定の範囲内で、正規の勤務時間以外の時間において職員に第1項に掲げる勤務以外の勤務（以下「時間外勤務」という。）をすることを命ずることができる。</p> <p>5 <u>企業局長が、時間外勤務を命ずることができる時間は、限度時間を超えない時間に限る。</u></p> <p>6 <u>前項の限度時間は、1月について45時間及び1年について360時間とする。</u></p> <p>7 <u>前項の規定にかかわらず、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、臨時又は緊急に限度時間を超えて勤務することを命ずることができる場合として企業局長が別に定める場合に限り、限度時間を、1月について100時間未満及び1年について720時間を超えない範囲内で延長することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 時間外勤務の時間が1月において45時間を超える月数が、1年において6月を超えないこと。</u></p> <p><u>(2) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務の時間の1月当たりの平均時間が80時間を超えないこと。</u></p> <p>8 <u>企業局長は、大規模な災害その他の避けることのできない事由への対応をするため公務の運営上真にやむを得ない場合には、職員に前2項に定める限度時間を超えて勤務することを命ずることができる。この場合において、企業局長は、時間外勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのか事後において検証を行うものとする。</u></p> <p>9 <u>企業局長は、時間外勤務命令を必要な最小限度において行うものとし、前2項の規定の適用に当たっては、これを拡張して解釈してはならない。</u></p> <p>10 <u>企業局長は、限度時間を超えて勤務することを命じられた職員に対し、その健康及び福祉を確保するための適切な措置を講じなければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">（正規の勤務時間以外の時間における勤務）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 企業局長は、業務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定の範囲内で、正規の勤務時間以外の時間において職員に第1項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>

(特別休暇)

第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(3) (略)

(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合 一の年において5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間

ア～ウ (略)

エ 国、地方公共団体又は公共的団体等が行う地域づくり又は地域の安全対策に係る活動

(5)～(22) (略)

2 (略)

3 第1項第4号、第8号から第10号まで、第20号又は第22号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(服務)

第25条 職員の服務に関しては、この規程に定めのある事項を除き、新潟県職員服務規程（昭和35年新潟県訓令第6号）の例による。

(特別休暇)

第17条 特別休暇は、職員が次の各号に掲げる事由により勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(3) (略)

(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合 一の年において5日を超えない範囲内で必要と認められる期間

ア～ウ (略)

(5)～(22) (略)

2 (略)

3 第1項第8号から第10号まで、第20号又は第22号の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(服務)

第25条 職員の服務に関しては、この規程に定めのある事項を除き、平成19年新潟県訓令第37号及び平成19年新潟県訓令第41号による改正前の新潟県職員服務規程（昭和35年新潟県訓令第6号）の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。